

## 住民監査請求に係る監査の結果について

### 第1 監査の請求

#### 1 請求の受付

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「本件請求書」又は単に「請求書」という。）が、請求人から提出された。

- (1) 提出日 令和7年9月8日  
(2) 請求人の氏名及び住所 西宮市 A（代表者）  
西宮市 B

#### 2 請求の概要

本件請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）によれば、本件監査請求の要旨は次のとおりである。

##### (1) 請求の要旨

###### ア 請求理由

(ア) 令和7年4月8日、県立伊丹西高校PTA（以下「本校PTA」という。）は、県立伊丹西高校（以下「本校」という。）の体育館をPTA入会式及び役員選挙のため使用した。また、同年5月9日、本校PTAは本校多目的室をPTA定期総会及び第1回常任理事会のため使用した。

(イ) しかし、上記使用は使用許可の手続が行われておらず、使用料の徴収が行われていない。本校PTAが本校学校施設を使用許可・使用料免除の手続なく使用し、本校体育館使用料39,150円及び本校多目的室使用料5,250円の徴収を怠っていることは、使用料及び手数料条例第2条に反する。

###### イ 求める措置の内容

- (ア) 使用料44,400円を本校PTAから徴収すること  
(イ) 今後、手続等を適正に行うこと

##### (2) 事実証明書

本件監査請求の要旨に係る事実証明書として、別記1から10までの文書が提出された。また、後述するとおり、請求人の陳述に際して、別記11の事実証明書が提出された。

### 3 監査請求形式要件の審査、請求の受理

本件措置請求について、地方自治法第242条所定の要件を満たしていると判断し、令和7年9月8日（請求書提出日）付けで受理することとした。

### 第2 証拠の提出及び陳述

#### 1 請求人の陳述等

令和7年10月20日に、地方自治法第242条第7項に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から、おおむね次のとおり陳述があり、同日までに、別記11の事実証明書の提出があった。

- (1) 4月8日、5月9日のPTAの施設利用は、使用料が免除されておらず、徴収が必要である。
- (2) PTAは、学校教育に協力することはあっても、一般には社会教育関係団体とされる。別記11（本校PTA総会資料）の活動内容からも、本校PTAは社会教育関係団体にあたるので、学校施設の利用には許可が必要である。
- (3) PTAについては、保護者に加入の意思確認をしっかり取ること、学校が個人情報を無断提供しないこと、加入・非加入で生徒を差別しないことが最低限守られるべきである。
- (4) 学校とPTAがなれ合いにならず、任意加入の大前提が守られるようにとの気持ちで住民監査請求をした。

### 第3 監査の対象とした事項

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に掲示しなければならないとされている（最高裁判所平成2年6月5日判決）。

本件においては、請求人が請求書及び事実証明書において特定したものと判断できる次の事項を監査の対象とした。

#### 〔監査の対象〕

本校PTAが令和7年4月8日及び5月9日に本校施設を使用したことについて、  
使用料及び手数料徴収条例に基づく使用料の賦課徴収を怠る事実

### 第4 監査の結果

#### 1 結論

本件監査請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

#### 〔監査結果〕

本件監査請求は請求の利益が失われているものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

#### 2 認定した事実

- (1) 本校PTAによる本校施設の使用の事実

請求人が指摘する両日において、次のとおり本校PTAによる本校施設の利用が

あつた。

- ア 令和7年4月8日 体育館においてPTA入会式、役員選出を実施
- イ 令和7年5月9日 多目的室において定期総会、第1回理事会を実施

(2) 学校施設の使用許可に関する規定

兵庫県立学校施設の使用許可については「教育財産管理規則（昭和46年教委規則第1号）」第6条において、学校関係団体が教育財産を使用するときは、使用の許可をするとことができると定めており、「教育財産管理規則及び教育財産等の取得、管理及び処分に関する規程の運用について（令和元年10月1日付け教財第1324号。以下「運用通知」という。）」において、PTAを学校関係団体と位置づけている。

したがって、本校PTAは、教育財産管理規則に基づく許可を得て本校施設を使用できる団体である。

(3) 学校施設の使用に係る使用料に関する規定

学校施設の使用に係る使用料については、「使用料及び手数料徴収条例（平成12年条例第12号）」第2条において、許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することを、また第3条において、特別の理由があるときは使用料の全部又は一部を免除することができることを定めている。これを受け「行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の減免について（平成4年3月10日付け財第404号。以下「減免通知」という。）」及び運用通知において、学校関係団体が使用するときは使用料を免除することができると定めている。

したがって、本校PTAは、使用料及び手数料徴収条例第3条に基づき、使用料の免除を受けることができる団体である。

(4) 本校PTAの本校施設使用に対する使用日時点での許可等の状況

以上のとおり、本校PTAは教育財産管理規則に基づく許可を得たうえで、使用料を免除されて本校施設を使用できる団体であるが、本校及び教育委員会への調査の結果、請求人の指摘する令和7年4月8日及び5月9日の利用については、当日までに使用許可及び使用料免除の決定がなされていなかった。

(5) 本校PTAの本校施設使用に対する許可等の現況

本校及び教育委員会への調査の結果、次の事実が確認された。

- ア 請求人が指摘する令和7年4月8日及び5月9日の利用を含む本校PTAの利用について、使用許可及び使用料の減免を受けることができるものであったため、使用後ではあるものの、使用許可及び使用料減免の申請を受け、使用料の免除の決定を含む使用許可書を交付しており、教育財産管理規則第6条による使用許可と、使用料及び手数料徴収条例第3条に基づく使用料の免除が既に行われている。
- イ 本件請求を契機として、教育委員会財務課長から、各県立学校長に対し、本件と同様の場合においては使用許可及び使用料免除の手続きを適切に行うよう、通知が発出されている（令和7年10月14日付け教財第1800号）。

### 3 判断

2(5)で確認したとおり、本校PTAが令和7年4月8日及び5月9日に同校施設を使用したことについては、使用の時点では不適切な状態が認められたが、現在においてこの状態は是正され、使用許可とともに使用料免除の決定が既に行われているため、使用料の賦課徴収を怠る事実は存在しない。

したがって、請求人の請求は、請求の利益が失われているものと判断する。

#### [別記]

- 1 第47回入学式実施要項
- 2 伊丹西高等学校PTAホームページ
- 3 公文書公開請求書・部分公開決定通知書  
(教育財産使用許可申請書・学校において使用許可を決定した文書)
- 4 公文書公開請求書・非公開決定通知書  
(伊丹西高等学校における校舎等管理規程7条に規定する、申請書および許可書のうちPTAに関するもの)
- 5 公文書公開請求書・部分公開決定通知書  
(PTA承諾書、非加入届 等)
- 6 公文書公開請求書・部分公開決定通知書  
(伊丹西高等学校の文書の内、PTAの文字が含まれる文書及び県立学校ファイル基準表)
- 7 「PTAが主催して学校や教員とともにを行う補習授業」
- 8 公文書公開請求書・部分公開決定通知書 (教育財産使用許可申請書、学校において使用許可を決定した文書)
- 9 平面図 (体育館等)
- 10 平面図 (校舎)
- 11 伊丹西高等学校PTA 2025年度定期総会資料